

協議 1. 政令指定都市移行後の区役所機能について (富合地区)

平成 22 年 5 月 31 日に熊本市政令指定都市推進本部で決定された行政区画の編成及び区役所の位置についての方針について説明があった。

① 行政区画の編成について

市域を 5 つの行政区に区画する。

② 区役所の位置について

A 区を植木総合支所、B 区を西部市民センター、C 区を市役所本庁舎

D 区を税務大学校熊本研修所隣接地、E 区を富合総合支所とする。

決定の理由

・住民の生活に関わりの深い行政サービスに加え、産業振興などの業務を行う大区役所制をとることから、その施設規模に対応可能な市有の既存施設を有効活用する。

③ 行政区設置にあたって実現すべき事項について

◇ 区バスの導入

平成 24 年 4 月から、行政が主体となって「区バス」の運用ができるよう、本年度より地域の交通の利便性に応じた運行計画を策定するための調査研究を行い、実施に向けた取り組みを進める。

◇ 出張所機能について

これまで市民センターや総合支所で行ってきた業務のほとんどは、出張所となっても取り扱うこととし、これまでどおりの手続きが出来るようにする。

◇ 区役所サービスについて

制度上どうしても解消できない一部の事務手続きを除き、市民の居住する区に関わらず、どの区役所でもサービスが受けられる体制とする。

◇ 保健福祉サービスについて

福祉事務所は各区役所に設置し、保健福祉センターについても区役所に一本化するが、現行の保健福祉センターのうち、特に区役所までの距離が遠い施設については、健診場所としての活用はもとより、その他の相談・受付などの窓口機能を一部残すことも含め検討する。

◇ その他実現すべき事項について

農林水産業の振興については、政令指定都市移行の際に行う本庁組織再編の中で、組織の強化を図っていく。

また、自治会長、民生委員の会議の開催場所については、利便性に配慮しながら実施する。

以上説明を受け、住民が理解できるように、住民説明会の開催と広報を要望した。

報告 1. 口蹄疫について

口蹄疫への対応は初動が何より肝心である。富合地域で口蹄疫が発生した場合の富合総合支所における対応について説明を受ける。熊本市では口蹄疫発生時の対応マニュアルを作成中である。

「行政区画の編成と区役所の位置の方針決定」については「市政だより 7 月号」に地図、表を使ってわかりやすく、詳しく掲載されています。「熊本市ホームページ」もご覧ください。